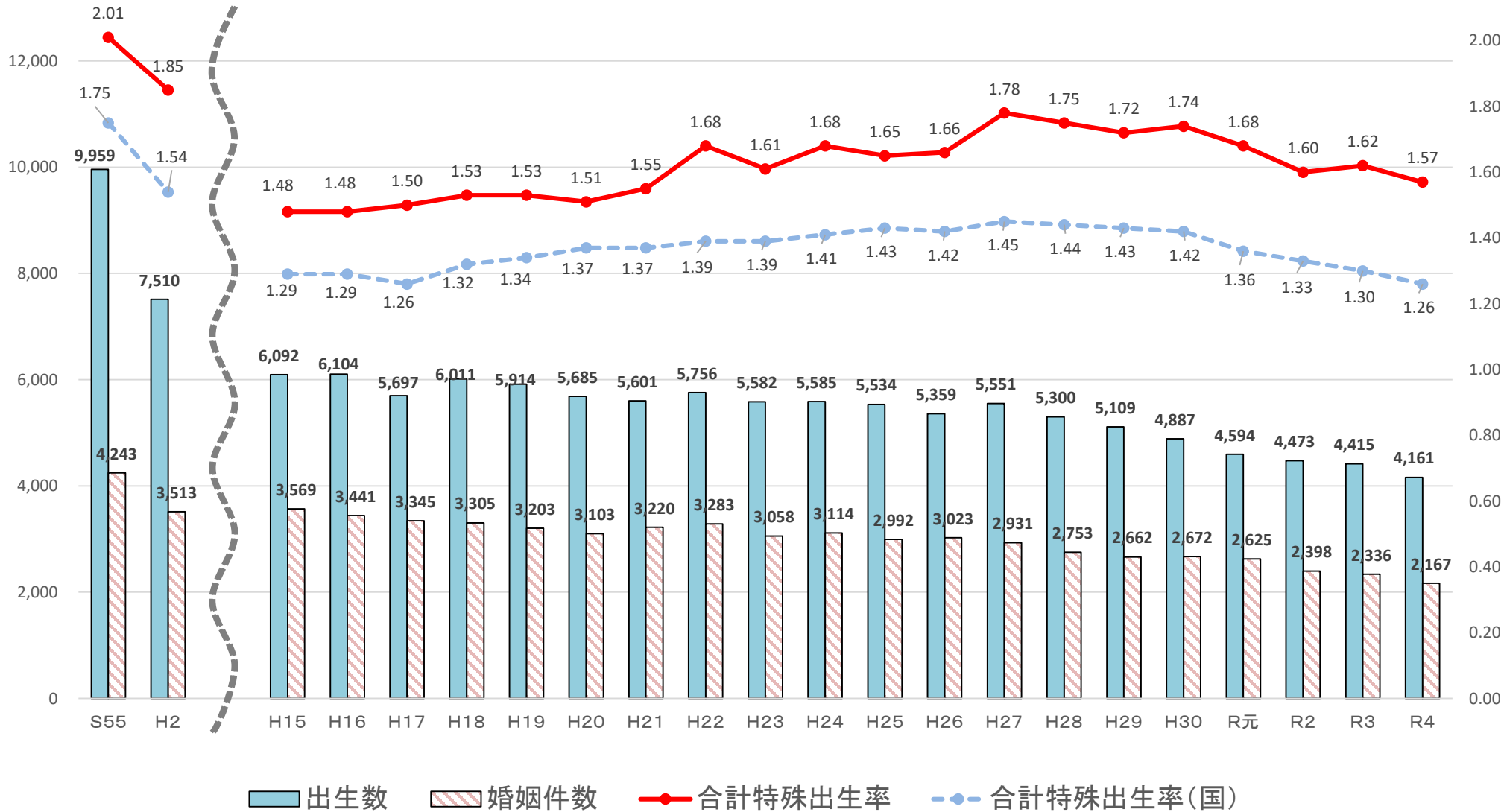
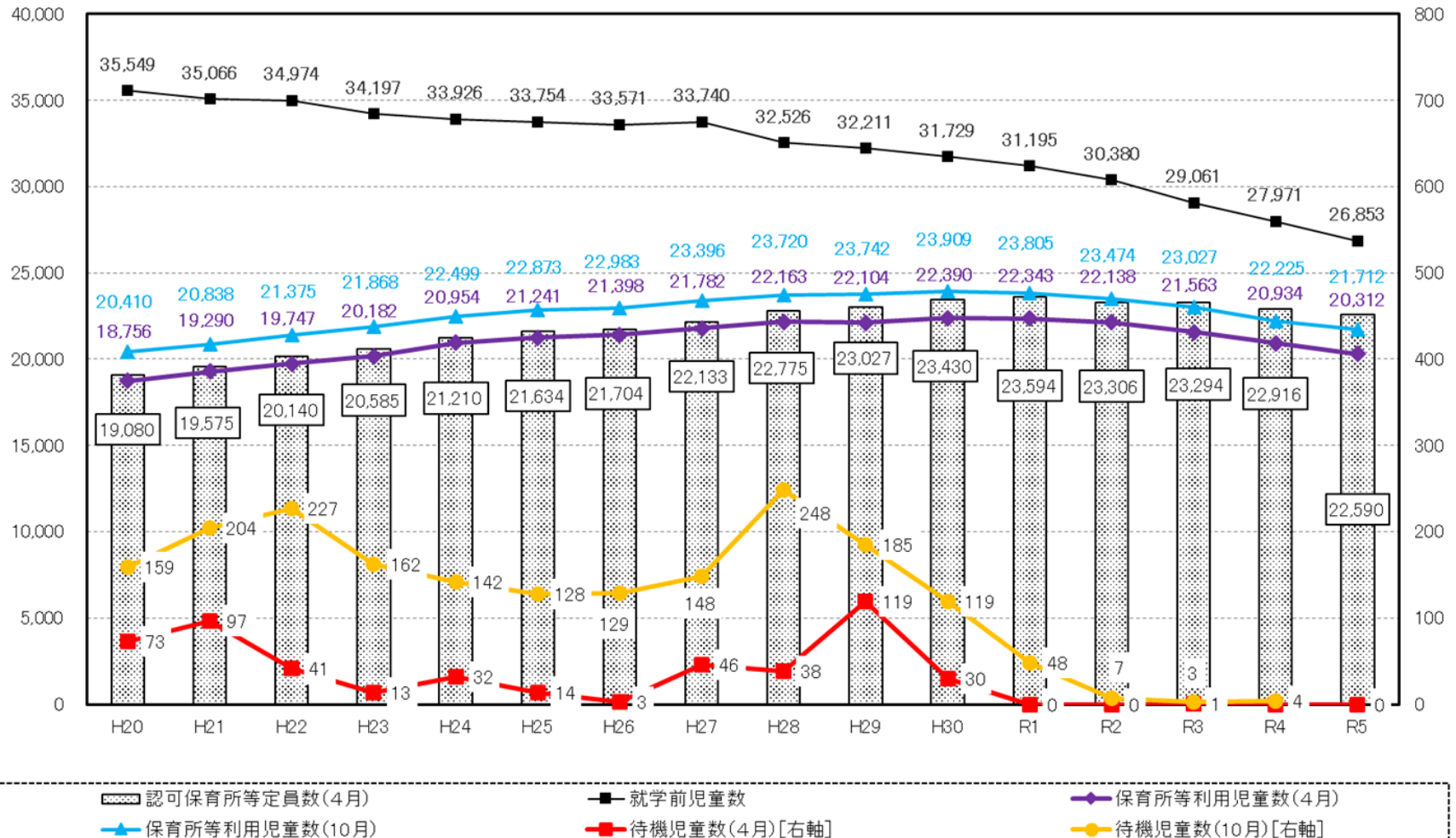


# 島根県の少子化に関する主なデータ (合計特殊出生率・出生数・婚姻件数)



# 島根県における就学前児童の状況

○ 県内においては、就学前児童数が減少する中であっても、保育所等への入所児童数は増加していたが、平成30年度をピークに減少に転じた。  
また、待機児童はほぼ解消した。



【出典】就学前児童数：島根の人口移動と推計人口（島根県統計調査課）

保育所定員及び入所児童数（～H26）：福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部）、（H27～H28）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

〃（H29～R4）：厚生労働省子ども家庭局保育課調べ、（R5～）こども家庭庁成育局保育政策課調べ

待機児童数：保育所等入所待機児童数調査（島根県子ども・子育て支援課調べ）

## 島根県における保育施設数の推移

- 令和2年度以降の保育施設数の推移を見ると、認定こども園は増加傾向にあるが、保育所、幼稚園の数は統廃合により減少している。

施設類型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R2-R5
保育所	281	282	278	275	-5
(うち保育所型認定こども園)	(33)	(36)	(36)	(39)	+6
幼稚園	89	85	80	76	-13
(うち幼稚園型認定こども園)	(7)	(8)	(8)	(8)	+1
幼保連携型認定こども園	20	20	22	23	+3
地方裁量型認定こども園	1	1	2	2	+1
地域型保育事業	17	16	15	15	-2
(うち小規模保育)	(11)	(10)	(9)	(9)	-2
(うち家庭的保育)	(4)	(3)	(3)	(3)	-1
(うち事業所内保育)	(2)	(3)	(3)	(3)	+1

※ 幼稚園は毎年度5月1日時点、幼稚園以外は毎年度4月1日時点の数値

※ 保育所は分園を含まない。

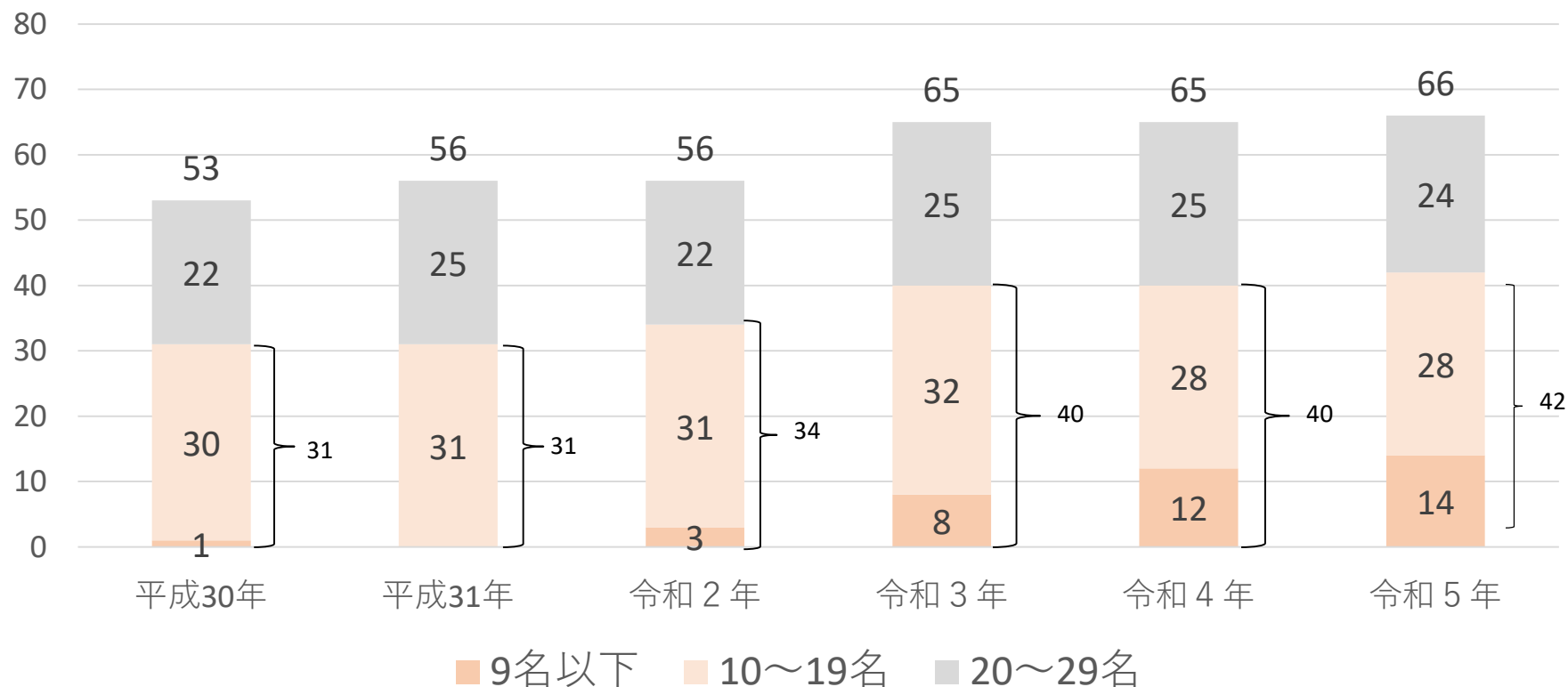
※ 幼稚園は休園中の施設を含む。

出典：【幼稚園以外】子ども・子育て支援課調べ、【幼稚園】学校基本調査（文部科学省）

## 島根県における小規模保育所の状況（1）

- 近年の急激な少子化の進行により、利用児童数が認可保育所の下限定員である20名を下回る保育所が増加している。  
とりわけ入所児童数が10名を下回る保育所が近年急増している。

入所児童が29名以下の保育所数（4月1日現在）



※保育所及び保育所型認定こども園。休園中の施設は除く。

## 島根県における小規模保育所の状況（2）

- これらの小規模保育所は、ほとんどが中山間地域や離島にあり、保育機能をどのように維持していくかが課題となっている。

### 入所児童数別保育所数（4月1日現在）

（施設）

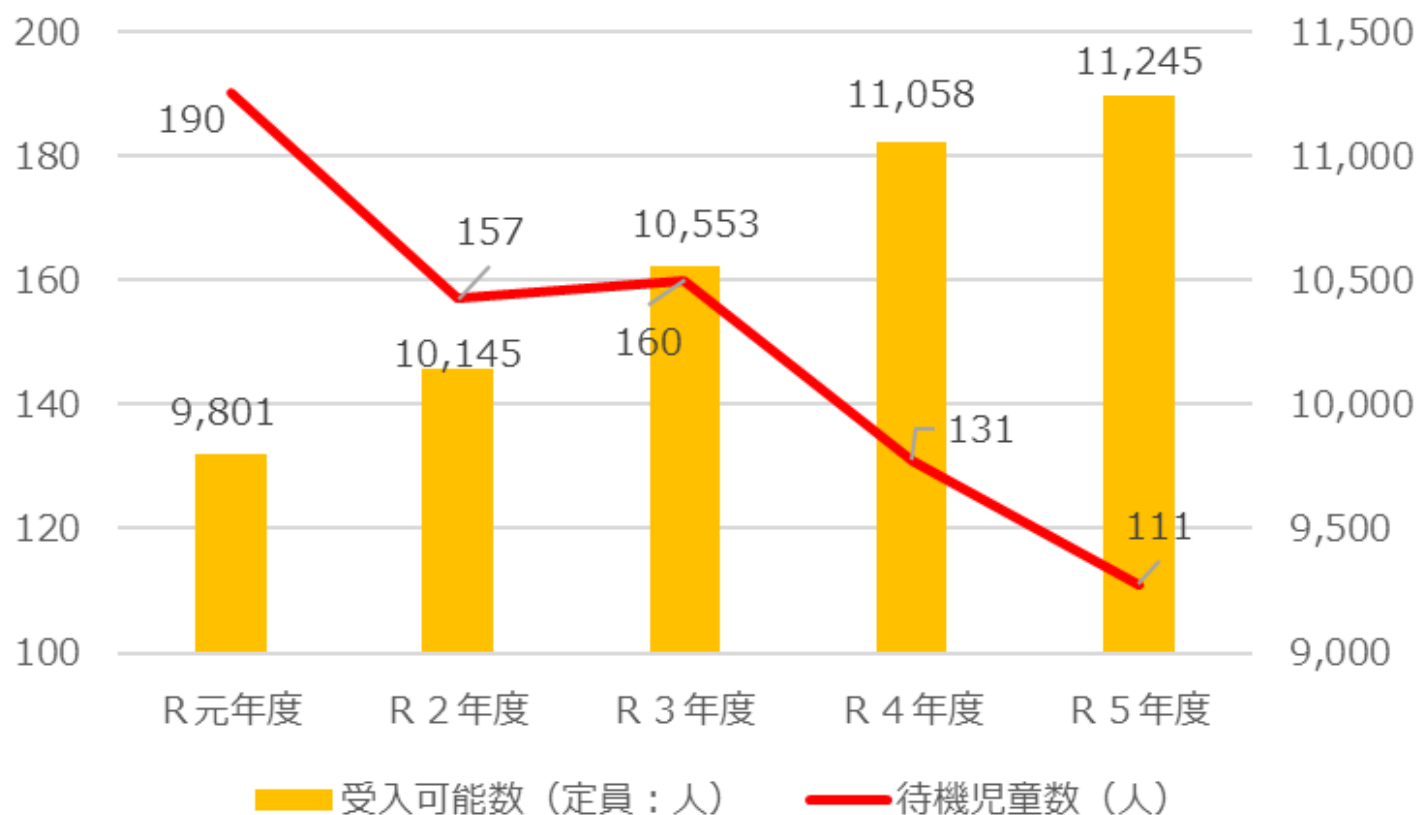
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
島根県（東部）	160	160	162	164	164	163
30名以上	144	144	145	142	142	142
20～29名	7	7	8	10	11	8
10～19名	9	9	9	8	5	8
9名以下	0	0	0	4	6	5
島根県（西部）	108	107	107	106	102	100
30名以上	75	70	70	66	62	58
20～29名	14	17	13	13	12	15
10～19名	18	20	21	24	22	18
9名以下	1	0	3	3	6	9
島根県（隠岐）	14	13	12	12	12	12
30名以上	10	10	10	9	9	9
20～29名	1	1	1	2	2	1
10～19名	3	2	1	0	1	2
9名以下	0	0	0	1	0	0

※保育所及び保育所型認定こども園。休園中の施設は除く。

# 島根県の放課後児童クラブのクラブ数及び登録児童数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童クラブ数（か所）	235	243	249	258	262
受入可能数（定員：人）	9,801	10,145	10,553	11,058	11,245
受入児童数（人）	8,920	9,135	9,365	9,842	9,914
待機児童数（人）	190	157	160	131	111

※厚生労働省、こども家庭庁「放課後児童クラブの実施状況調査（各年度5月1日現在）」による



# しまね子育てトータル支援プランの事業展開 (R5)

～ 県内どこでも、結婚・妊娠期・出産期・子育て期のサービスを切れ目なく展開 ～

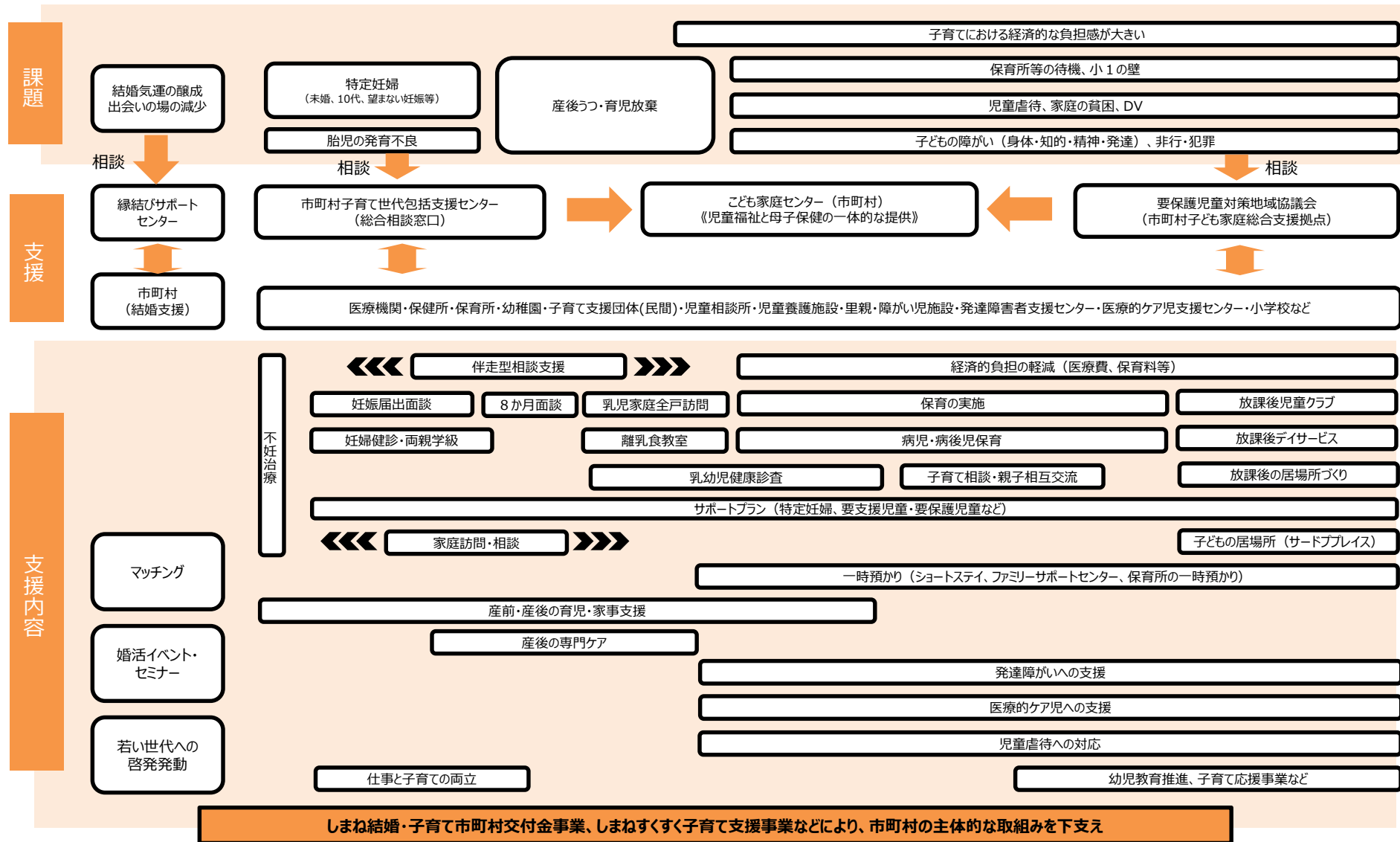
結婚

妊娠期

出産直後

子育て期

学齢期



しまね結婚・子育て市町村交付金事業、しまねすくすく子育て支援事業などにより、市町村の主体的な取り組みを支える

# こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

## I. こども・子育て政策の基本的考え方

- ・ 2030年代までが少子化を反転させるラストチャンス
- ・ 若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り少子化を反転させることはできない
- ・ 若者・子育て世代の所得向上と次元の異なる少子化対策を「車の両輪」として進めていく

## II. こども・子育て政策の強化

### 1. こども・子育て政策の課題

- (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない
- (2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

### 2. 3つの基本理念

- (1) 若い世代の所得を増やす
- (2) 社会全体の構造・意識を変える
- (3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

## III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

### 1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策

- (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

### 3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

## IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進



# こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長  
すべてのこどもの育ちを支える  
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 * 多子加算のカウント方法を見直し	

→ 3人の子がいる家庭では、  
総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠・出産時からの支援強化

実施中（2025年度制度化）

- ✓ 出産・子育て応援交付金  
10万円相当の経済的支援  
①妊娠届出時（5万円相当）  
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
- ✓ 伴走型相談支援  
様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる  
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
- ✓ フラット35の金利優遇  
今後10年間で計30万戸

### 出産費用の軽減

実施中

- STEP 1 出産育児一時金の引き上げ  
42万円 → 50万円に大幅引き上げ  
「費用の見える化」・「環境整備」
- STEP 2 出産費用の保険適用  
※2026年度を目途に検討

### 高等教育（大学等）

#### 高等教育の負担軽減を拡大

- 世帯収入約600万円までの多子世帯等に拡充 ※2024年度から
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする ※2025年度から
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
- ✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設  
• 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み  
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの開始も可能）
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ  
• 76年ぶりの配置改善：（1歳児）6対1→5対1（4・5歳児）30対1→25対1  
• 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善  
• 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応  
• 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化  
• 児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）  
→ 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13%
- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化  
• 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給への助成拡充

### 育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため  
給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設  
• 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル